

	給付種目	対象者	年齢制限	機能・性能	耐用年数	基準額(円) 【費用限度額】	備考
介護・訓練支援用具	特殊寝台 (訓練ベット)	下肢又は体幹機能障がい2級以上 難病患者等で寝たきりの状態にある者あるいは下肢又は体幹機能に障がいのある者	原則として 学齢児以上	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	8年	(者) 154,000 (児) 159,200	※介護優先
	特殊マット	下肢又は体幹機能障がい1級(常時介護を要する者に限る。) 下肢又は体幹機能障がい2級以上 難病患者等で寝たきりの状態にある者 重度の知的障がいのある者	18歳以上 原則として 3歳以上 18歳未満 原則として 3歳以上 原則として 3歳以上	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。	5年	46,000	※介護優先
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障がい1級(常時介護を要する者に限る。) 難病患者等で自力で排尿できない者	原則として 学齢児以上	尿が自動的に吸引されるもので、障がい者又は介護者が容易に使用し得るもの。	5年	67,000	※介護優先
	入浴担架	下肢又は体幹機能障がい2級以上(入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。)	原則として 3歳以上	障がい者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの。	5年	82,400	
	体位変換器	下肢又は体幹機能障がい2級以上(下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。) 難病患者等で寝たきり状態にある者	原則として 学齢児以上	介助者が障がい者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	5年	15,000	※介護優先
	移動用リフト	下肢又は体幹機能障がい2級以上 難病患者等で下肢又は体幹機能に障がいのある者	原則として 3歳以上	介護者が重度身体障がい者を移動させるにあたって容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	4年	159,000	※介護優先
	訓練いす (児のみ)	下肢又は体幹機能障がい2級以上	原則として 3歳以上 18歳未満	原則として付属のテーブルをつけるものとする。	3年	55,000	オーダー品の場合は一社見積り可
	自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障がいを有し、入浴に介助を必要とする者 難病患者等で入浴に介助が必要な者	原則として 3歳以上	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障がい者又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	90,000
便器		下肢又は体幹機能障がい2級以上 難病患者等で常時介護が必要な者	原則として 学齢児以上	障がい者が容易に使用し得るもの。(手すりをつけることができる。)ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年 3年	(者) 12,000 (手すり付) 22,000 (児) 60,000	※介護優先
T字状・棒状のつえ		平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障がいを有し、歩行機能の補完のため必要と認められる者	原則として 3歳以上	障がい者が安全に使用し得るもの。	3年	(木材) 3,570 (軽金属) 4,410	○入院・入所者でも給付可 一社見積り可
移動・移乗支援用具		平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障がいを有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者 難病患者等で下肢が不自由な者	原則として 3歳以上	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 障がい者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。 ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	60,000	※介護優先
頭部保護帽		平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障がいを有し、転倒等により頭部を強打する恐れがある者 重度の知的障がい児・者又は障がい等級1級の精神障がい児・者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者	年齢制限 なし	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。	3年	(スポンジ、革を主材料としたもの) 12,600 (スポンジ、革、プラスチックを主材料としたもの) 30,300	○入院・入所者でも給付可 オーダー品の場合は一社見積り可
特殊便器		上肢障がい2級以上 難病患者等で上肢機能に障がいのある者 重度の知的障がいを有し、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者	原則として 学齢児以上	容易に操作可能な押しボタン等にて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	151,200	

	給付種目	対象者	年齢制限	機能・性能	耐用年数	基準額（円） 【費用限度額】	備考
自立生活支援用具	火災警報器	障がい等級2級以上の身体障がい児・者、障がい等級1級の精神障がい児・者、又は重度の知的障がい児・者（火災発生時の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	年齢制限なし	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの。	8年	15,500	※高齢優先
	自動消火器	障がい等級2級以上の身体障がい児・者、難病患者等、障がい等級1級の精神障がい児・者、又は重度の知的障がい児・者（火災発生時の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	年齢制限なし	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの。	8年	28,700	※高齢優先
	電磁調理器	視覚障がい2級以上（視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯） 重度の知的障がい者（知的障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	18歳以上	障がい者が容易に使用し得るもの。	6年	41,000	※高齢優先
	歩行時間延長型信号機用小型送信機	視覚障がい2級以上	原則として学齢児以上	視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	10年	7,000	○盲人用信号機や音声誘導装置に対応
	聴覚障がい者用屋内信号装置	聴覚障がい2級（聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活に必要と認められる世帯）	18歳以上	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの。	10年	87,400	
在宅療養支援用具	透析液加温器	腎臓機能障がい3級以上で自己連続携帯式腹膜灌流（CAPD）による透析療法を行う者	年齢制限なし	透析液を加温し、一定温度に保つもの。	5年	51,500	
	ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能障がい3級以上又は医師の診断書によって必要性が認められる身体障がい児・者及び難病患者等	原則として学齢児以上	障がい者が容易に使用し得るもの。	5年	36,000	○両用器の場合の基準額は、68,000円
	電気式たん吸引器	呼吸器機能障がい3級以上又は医師の診断書によって必要性が認められる身体障がい児・者及び難病患者等	原則として学齢児以上	障がい者が容易に使用し得るもの。	5年	56,400	
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者	18歳以上	障がい者が容易に使用し得るもの。	10年	17,000	
	パルスオキシメーター	呼吸器機能障がい3級以上又は同程度の身体障がい児・者もしくは難病患者等であって、在宅酸素療法を必要とする者又は人工呼吸器を装着している者	年齢制限なし	障がい者が容易に使用し得るもの。	10年	36,000	
	視覚障がい者用体温計（音声式）	視覚障がい2級以上（視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	原則として学齢児以上	視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	5年	9,000	
	視覚障がい者用体重計	視覚障がい2級以上（視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	18歳以上	視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	5年	18,000	
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声機能障がい若しくは言語機能障がい又は肢体不自由があり、発声・発語に著しい障がいを有する者（医師の診断書等で確認可）	原則として学齢児以上（医師の意見書等で4・5歳児も可）	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障がい者が容易に使用し得るもの。	5年	98,800	
	情報・通信支援用具	重度の視覚障がい又は重度の肢体不自由があり、本装置等により情報機器を使用することが可能になる者	原則として学齢児以上	重度の視覚障がい者や肢体不自由者がパソコン等の情報機器を使用するに当たり特に必要となる周辺機器やソフト等。	5年	100,000	○視覚画面音声化ソフト、画面拡大ソフト、点字ディスプレイ等 ○肢体障がい者用キーボード・マウス等
	点字ディスプレイ	重度の視覚障がいを有し、点字の読み書き能力が十分に認められる者	原則として10歳以上	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの。	6年	320,000	点字能力判定が必要
	点字器	視覚障がいを有し、必要と認められる者	原則として学齢児以上	視覚障がい者が容易に使用し得るもの。点筆をつけるものとする。	7年（標準） 5年（携帯用）	10,800 7,500	○入院・入所者でも給付可 一社見積り可
	点字タイプライター	視覚障がい2級以上（本人が就学もしくは就労しているか又は就労が見込まれる者に限る。）	原則として学齢児以上	視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	5年	63,100	

	給付種目	対象者	年齢制限	機能・性能	耐用年数	基準額(円) 【費用限度額】	備考
情報・意思疎通支援用具	視覚障がい者用 ボーン・ルーパー ①録音再生機 ②再生専用機 ③テープリーダー	視覚障がい2級以上	原則として 学齢児以上	①音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつDAI・SY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能であって、視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	6年	(録音再生機) 85,000	
				②音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつDAI・SY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって視覚障がい者が容易に使用し得るもの。		(再生専用機) 35,000	
				③録音が可能であって、視覚障がい者が容易に使用し得るもの。		(テープリーダー) 23,000	
	視覚障がい者用 活字文書読上げ装置	視覚障がい2級以上	年齢制限 なし	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	6年	99,800	
	視覚障がい者用 拡大読書器	視覚障がいを有し、本装置により文字等を読むことが可能になる者	原則として 学齢児以上	画像(文字等)をモニターに拡大して表示又は音声化する機能を有するもので、視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	8年	198,000	
	視覚障がい者用 時計	視覚障がい2級以上	18歳以上	視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	10年	(触読) 10,300 (音声) 13,300	
	視覚障がい者用 音声ICリーダー	視覚障がい2級以上で、必要と認められる者 ☆初回申請時は、備考欄記載のとおり。ただし、過去に学校、訓練施設で使用実績が確認できる場合、他の自治体で交付歴がある場合は、貸出証明書を省略して差し支えない。	原則として 学齢児以上	視力に障がいがある者の物の識別を容易にする製品であって、点字、凸線等により操作ボタンが知覚でき、かつ、ICタグその他の集積識別情報と音声データを関連付け、音声データを音声信号に変換して出力する機能及び音声により操作方法に関する案内を行う機能を有するもの。	6年	39,900	○初回申請時は、福岡市介護実習普及センターが発行する貸出証明書が必要。
	聴覚障がい者用 通信装置	聴覚障がい又は発声・発語に著しい障がいがある者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者 (原則3級以上)	原則として 学齢児以上	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障がい者が容易に使用できるもの。	5年	71,000	
	聴覚障がい者用 情報受信装置	聴覚障がいを有し、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	年齢制限 なし	字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障がい者が容易に使用し得るもの。	6年	88,900	
	人工喉頭 ①笛式 ②電動式	喉頭を全摘出したこと等により音声機能を喪失した者	年齢制限 なし	①呼吸によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの。	4年	(笛式) 8,400	○入院・入所者でも給付可 一社見積り可
②顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの。				5年	(電動式) 72,200		
	人工内耳用 対外器	聴覚障がい者(児)であって、現に人工内耳を装着している者(ただし、医療保険や民間保険等が適用される場合を除く)	年齢制限 なし	人工内耳用音声信号処理装置及び人工内耳用ヘッドセットであって、現に装着している人工内耳体外器が5年以上経過しているもの。	5年	300,000 (両耳の場合は 600,000)	○入院・入所者でも給付可。一社見積り可。 ○申請時意見書(様式第4号)が必要。

	給付種目	対象者	年齢制限	機能・性能	耐用年数	基準額(円) 【費用限度額】	備考
排泄管理 支援用具	ストーマ装具 ①消化器系 ②尿路系	ぼうこう又は直腸機能障がい有り、尿路系のストーマ、または消化器系のストーマを造設した者 (原則紙おむつ等の給付対象者を除く。)	年齢制限 なし	①低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部解放型の収納袋とし、ラテックス製又はプラスチックフィルム製のもので、付属品を含めることが出来る。(基準額は付属品を含め、消化器系ストーマ造設1か所あたりの月額とする)	-	(蓄便袋) 8,900	○入院・入所者でも給付可 一社見積り可
				②低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は収納袋で尿処理用のキャップ付とし、ラテックス製又はプラスチックフィルム製のもので、付属品を含めることができる。(基準額は付属品を含め、消化器系ストーマ造設1か所あたりの月額とする)		(蓄尿袋) 11,700	
排泄管理 支援用具	紙おむつ等	次のいずれかに該当する者で、紙おむつ等の用具類を必要とするもの。 ア ストーマの著しい変形またはストーマ周辺の著しい皮膚のひらんのため、ストーマ装具を装着できない者 イ ぼうこう又は直腸機能障がい者であって、高度の排尿機能障がいまたは高度の排便機能障がいのある者で、ストーマ装具では対応できない者 ウ 脳性麻痺等脳原性運動機能障がいにより排尿または排便の意思表示が困難な者 なお、ウについては、概ね3歳未満で発症した脳性麻痺等により障がい有する者であって、次の状態のいずれにも該当するものとする。 (ア)自力でトイレに行けないこと (イ)自力で便座(原則排便補助具の使用を含む)に座ることができないこと (ウ)介助による定時排泄をすることができないこと (原則ストーマ装具の給付対象者を除く。)	3歳以上	紙おむつ(テープ留めタイプ、パンツタイプ、シートタイプ、パッドタイプ)、脱脂綿、サラン、ガーゼ等の衛生用品で基準額は月額とする。	-	12,000	○入院・入所者でも給付可 一社見積り可
	洗腸用具	消化器系ストーマ装具及び紙おむつ等の使用が困難で、当該用具を必要とする消化器系のストーマ造設者	年齢制限 なし	洗腸(灌注)排便法(ストーマから微温湯を注入し大腸に刺激を加え強制的に排便を促す方法)を行うために必要なもの。	6か月	17,800	○入院・入所者でも給付可 一社見積り可
	収尿器 ①男性用 ②女性用	高度の排尿機能障がいにより、排尿の調節ができない者	年齢制限 なし	①採尿器と尿路系ストーマ装具で構成され、尿の逆流装置がついており、ラテックス製又はゴム製のもの ②(普通型)耐久性ゴム製採尿袋を有するもの。 (簡易型)ポリエチレン製の採尿袋尿道ゴム管付であり、採尿袋20枚を1組とする。	1年	(男性) 普通 8,000 簡易 5,900	○入院・入所者でも給付可 一社見積り可
				(女性) 普通 8,800 簡易 6,100			
難聴 児支援	補聴器	両耳それぞれが平均30db以上で、聴覚障がいの15条指定医から意見書によって補聴器の必要性が認められた者	18歳未満	「補聴器の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第528号)に定める補聴器。	5年	50,000 (両耳の場合は100,000)	